



出生届を出された皆さまへ

大阪市天王寺区
Tennoji Ward Office



出生届のほかに必要と思われる主な手続きや利用できるサービスなどをご案内します。

項目	区役所での手続き	担当窓口
お子さまが 国民健康保険に 加入する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入手続きをしてください。 〔必要な物〕 世帯主の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）、母子健康手帳 	窓口サービス課 （保険年金） 1階4番窓口 ☎6774-9956
国民健康保険に 加入している方が 出産した場合	<u>出産育児一時金の申請について</u> 【直接支払制度を利用した方】・・・① <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用が出産育児一時金支給額より少ない場合、差額の支給申請をしてください。 【直接支払制度を利用しなかった方】・・・② <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金の支給申請をしてください。 〔必要な物（①と②共通）〕 マイナンバーカードまたは資格確認書、母子健康手帳、医療機関との合意文書、医療機関からの明細書（領収書）、世帯主の振込口座のわかるもの（預金通帳など） 【受取代理制度を利用した方】手続きは不要です。	
	<u>産前産後期間の保険料軽減について</u> 出産月の前月から出産月の翌々月（多胎の場合は出産月の4カ月後まで）の保険料が減額されます。 〔必要な物〕 マイナンバーカードまたは資格確認書、母子健康手帳	
こども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給申請をしてください。 〔必要な物〕 対象児童の資格確認書 [市外で所得申告している方のみ] 保護者のマイナンバーを確認できるもの、 請求者本人を確認できるもの 	保健福祉課 （福祉サービス） 2階22番窓口 ☎6774-9857
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給申請をしてください。 〔必要な物〕 請求者の健康保険証など保険資格が確認できるもの（年金加入証明書が必要な場合あり）、請求者の振込口座のわかるもの（預金通帳など）、請求者及び配偶者のマイナンバーを確認できるもの、請求者本人を確認できるもの（代理人が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認が必要になります。） ※原則として、申請月の翌月分から支給されます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【特例】 出生日の翌日から15日以内に申請すれば、出生月の翌月分から支給されます（15日目が土・日・祝の場合は翌開庁日まで）。 ※公務員の方は勤務先で申請してください。</p> </div>	
新生児出生連絡票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳に綴じられている新生児出生連絡票（青色のハガキ）を提出してください。 	保健福祉課 （健康推進） 2階25番窓口 ☎6774-9882

天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号
☎ 06-6774-9986（代表）FAX 06-6772-4904

R6/12/2 現在